

【ボランティアグループ活動費助成金 別表】

2026年度

科目	活動費例示 活動費・・・ボランティア活動を行うために必要な費用(お金) ①ボランティア活動を行うのに実際にかかった費用 ②準備にかかる費用	対象外経費	備考
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会参加のためにかかる交通費 ・対象者と一緒に目的地へ行くための交通費 ・勉強会、研修会での講師交通費 ・講座やイベント当日に使用する材料・および機材等を搬送する際のガソリン代・タクシー代・駐車場使用料 <p>※ガソリン代については、1開催(活動)につき上限500円までとする</p>	<p>役員会、総会、活動に直接関係のない定例会・研修会参加のための交通費</p> <p>メンバー個人の練習・活動参加に係る交通費(ガソリン代、駐車場使用料等)</p> <p>※伊丹市内の公共交通機関利用については対象外とする</p>	<p>※公共交通機関を利用の場合は実費で計算</p> <p>※助成対象の旅費交通費としては、単に技術向上を目的としたものではなく、主旨が障がい者・児理解、高齢者理解、児童理解等の福祉的な要素のある研修会に限る。</p>
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉啓発イベント(障がい者のためのコンサートやボランティア講座など)企画開催等の講師謝礼、お礼等 ・勉強会、研修会での講師謝金(※参考資料は裏面) ・対象者との交流会での出演お礼 	<p>グループのメンバー募集を目的としたPR(啓発)イベント等の講師料、お礼等</p> <p>講師がボランティアグループのメンバーである場合の講師謝礼</p> <p>運営ボランティアへの謝礼</p>	<p>※助成対象の報償費としては、単に技術向上を目的としたものではなく、イベントの主旨が障がい者・児理解、高齢者理解、児童理解等の福祉的な要素のあるものに限る。</p>
原材料費	<p>対象者を行う交流会・調理実習、創作活動、イベントに伴うお茶菓子・プレゼント作成代(※年間一人あたり500円までを対象とする)</p>	<p>グループのメンバーのみの対象の調理実習、創作にかかる費用</p>	
消耗品費	<p>活動に必要な用紙、名札、ペン、インクリボンなどの文房具、活動に必要な物品製作等にかかる費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会、総会、活動ではない定例会、研修会等に必要な消耗品 ・茶菓子代、メンバーのお弁当代 ・団体の継続維持に必要な消耗品(当該年度の使用と認められないもの) 	
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の記録写真現像代、活動に必要な資料の印刷代、研修会の資料印刷代 ・イベント実施のためのチラシの印刷代 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会、総会、活動に関係のない研修会等の資料印刷代 ・グループのメンバーを募集するために作成する資料(ちらし)の印刷代 	
通信費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動先との連絡に必要な切手・はがき、電話代、FAX代等通信料 	<p>役員間の通信料</p>	
運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な機材等を業者等に依頼し、物を運ぶ費用 	<p>グループのメンバーへの運搬費</p>	

使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動・事業実施のための会場使用料 ・活動、活動準備等のための会場使用料 ・勉強会・研修会実施のための会場使用料 	役員会、総会、活動に関係のない研修会の開催に要する会場使用料 グループPR(啓発イベント)開催に要する会場使用料 趣味活動や発表会に向けた練習での会場使用料	
備品購入費	活動・事業のために必要な機器 ※単価1万円以上の備品は助成Bのみ対象	会員の福利厚生を目的とした備品 グループ運営のために必要な事務機器	※備品の取り扱いについて・・・概ね1年以上継続して使用できるもの
保険料	行事保険、その他掛け金	ボランティア・市民活動災害共済(ボランティア保険)、移送保険	
会費・参加費等	活動に関する勉強会、研修会の参加費	社協会費、その他団体の会費	※助成対象としては、単に技術向上を目的としたものではなく、勉強会等の主旨が障がい者・児理解、高齢者理解、児童理解等の福祉的な要素のあるものに限る。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要なユニフォームのクリーニング代など ・活動目的費用の振込手数料 	運営目的費用の振込手数料	
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動で行うイベント等での物品・機器のリース代 ・対象者で行うバスツアーなどでのバス借上げ代など 		

※対象外経費・・・人件費・グループ内の親睦などの経費(飲食代等)、積立金、他施設・団体等への寄付金、交際費(慶弔費)など

※活動助成金報告書には、領収書の添付が必要です。

※講師謝金については、下記に社会福祉協議会の基準を掲載致しますので、あくまで参考程度にご参照ください。

講師	基準金額	備考
講演生業者	50,000円	研修2時間程度
大学教授・准教授	30,000円	交通費別
専門職(心理士等)	20,000円	
施設職員・団体職員	10,000円	
教室講師・ボランティア	5,000円	